

令和5年度 補助金等ヒアリングシート

基本情報					
番号	3	課・係名	農政課農政係	補助開始年度	昭和37年度
補助金等の名称	植物防疫事業補助金				
交付要綱等の名称	印西市農林振興対策事業補助金交付要綱				
	終了年限の有無 (有(令和8年度廃止予定))				
要綱に規定する 交付対象	印西市植物防疫協会				
根拠となる 市の計画等名	印西市第3次実施計画(農業経営への支援)				
補助制度内容 (下部組織等の 配分も明記)	1. 国補助 2. 県補助 3. 単独 4. 市単独上乗せ				

団体に補助 している場合記入 ⇒ ※個人に補助して いる場合は不要	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)	設立年月日	構成人数
		印西市植物防疫協会	昭和37年1月23日
市から補助を受けていない市内類似団体の有無(無) 有の場合は、類似団体数()			

決算の状況		※団体への補助は上記の団体ごとに、個人への補助は合計値を記入してください。			
		令和3年度決算額	令和4年度決算額	令和5年度予算額	
歳入	市補助金	8,311,200	8,497,162	10,060,746	
	内訳	国庫補助金			
		県補助金			
		その他			
		一般財源	8,311,200	8,497,162	10,060,746
	会費				
	事業収入	44,397,346	38,476,232	39,764,254	
	その他	2,239,026	4,660,660	3,754,778	
合計	54,947,572	51,634,054	53,579,778		
歳出	人件費				
	事務費	479,521	455,632	1,000,000	
	事業費	46,299,169	43,663,140	43,703,500	
	その他	4,956,670	5,210,604	8,876,278	
	合計	51,735,360	49,329,376	53,579,778	
翌年度繰越金		3,212,212	2,304,678	0	

近隣市の状況

※補助を行っていない場合は、「なし」と記入してください。

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	下総地区 500,000円 定額 大栄地区 300,000円 成田地区 1,080,000円	設定なし
佐倉市	ヘリチャーター料の1/3以内	設定なし
四街道市	事業費の1/2	設定なし
八街市	ヘリチャーター料の1/2以内	800,000円
富里市	定額 400円/10a	設定なし
白井市	なし	

担当課としての該当の補助事業への評価

↓該当するものに○

経費的な観点	会計処理及び使途が適切である。	○
	【団体補助のみ回答】 決算において繰越金・余剰金が補助金等額を超えていない。	○
	他市の同種、同類の補助金等と比較して補助率や金額が突出していない。	○
	形式的、習慣的な補助ではなく、補助対象事業の内容等が明確であり、補助金等の使途が曖昧ではない。	○
形態的な観点	同一目的、類似事業がなく、整理統合することが適切ではない。	○
	補助制度以外の方式に切り替えることが困難なもの。	○
	市の直接経費として計上することが適当ではない。	○
団体運営費	【団体補助のみ回答】 団体等が事業効果の向上に努力している。	○
	【団体補助のみ回答】 交際費、慶弔費、懇親会等の飲食代に対して交付していない。	○
	【団体補助のみ回答】 直接事業に係わらない視察旅行(慰労的)に対して交付していない。	○
	【団体補助のみ回答】 団体経費の大半が運営費ではない。	○
	【団体補助のみ回答】 決算額に対して会議費等の割合が高くない。	○
	【団体補助のみ回答】 会費を徴収している等、自主財源の確保に努めている。	○
	【団体補助のみ回答】 自主運営に移行する努力を行っている。	○

補助の状況	※補助金等について、できるだけ具体的に記入してください。	
分類	質問事項	
目的 必要性	①補助事業の目的について記入してください。	
	<p>農業者の高齢化、兼業農家の増加が進む中、農薬取締法の改正等により、個人での防除が難しくなっており、基幹産業である水稲生産の効率的・省力的防除の手段として農薬の適正使用を行うことを目的としている。</p> <p>無人ヘリコプターによる水稲病害虫防除を市内一斉に実施することで、安全かつ効率的・低コストで実施することができる。また、事前の周辺住民等への散布情報の周知等安全性の配慮ができることから、当該補助金は、持続可能な稲作経営のため、非常に重要なものである。</p>	
必要性	②令和5年度の予算計上の積算根拠について記入してください。また、補助率が2分の1を超える場合は必要な理由を記入してください。	
	$17,600\text{円/ha} \times 1714.9\text{ha} \times 1/3 \text{ (補助率)} = 10,060,746\text{円 (補助額)}$	
必要性	③過去4年間の決算額と補助対象の件数の合計数を記入してください。	
	<p>【令和4年度】8,497,162円 1件、【令和3年度】8,311,200円 1件、 【令和2年度】9,971,840円 1件、【令和元年度】9,227,213円 1件</p>	
公益性	④市としてどの分野で公益性があるか選択してください。また、できるだけ具体的に、受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたっている点を記入してください。	
	公益性のある分野（プルダウン）	環境対策に寄与するもの
公益性	<p>数日間で管内水田を一斉散布し病害虫を駆除することにより、水田のみならず、水田周辺の市街地等での病害虫の大量発生を防ぐことができ、農業の安定生産や、快適な生活環境保全の一助となっている</p>	
	⑤補助事業により達成できている効果をできるだけ詳細に記入してください。（市の計画に基づく場合は、関連させて記入してください。数値化できるものは数値化してください。）	
将来性	<p>無人ヘリコプターで広域的に実施することにより、低コスト化が図れるとともに、地域全体で発生する病害虫を効率的に防除できている。また、農薬の取扱いを熟知した補助事業者が一斉に行うことにより、農薬の安全使用の徹底、周辺住民に対して事前の注意喚起等の適切な配慮ができています。</p>	
	⑥今後の補助事業についてより効果を高める（行政事務の効率化、公益性の向上などの観点からでも）ために検討していることがあれば記入してください。	
将来性	<p>無人ヘリコプターに代わる防疫方法としてドローンの使用を検討しているが、現状の性能では稼働時間が短く積載量も少ないため低コスト化、省力化にはならないとされているが、今後も引続き新技術等の動向を注視し、より有効な手段が無いか検討していく。</p>	
	⑦【交付対象が1件の場合記入】事業を委託にできるか記入してください。委託可能な場合は、必要な検討事項。委託不可の場合は理由を記入してください。	
将来性	<p>事業の成り立ちが、個人防除をしていたものを、農作業の効率化、低コスト化を図るため、集約化と補助事業化をしたもので、市の直営事業としての委託業務実施はなじまないと考えます。</p>	
	⑧【平成30年度の補助金等評価委員会の対象の場合記入】前回の評価委員会の判定を受けてから、見直しや改善をした点を記入してください。	
その他	<p>本補助金は平成30年度に補助金率を補助対象経費の「2分の1以内の額」から「3分の1以内の額」に見直しを行っているが、昨今の資材費等の高騰による稲作経営を取り巻く環境が厳しくなっていることから、さらなる補助率の引き下げとなると農家負担が増し農業経営に支障をきたす可能性がある。</p>	
	⑨現在の補助事業について課題があれば記入してください。	
今後の方向性	<p>ヘリコプターチャーター料等の事業費の上昇で農家負担額が増加傾向にあり、農業経営を圧迫している。そのため、薬剤散布について、労力はかかるものの個人散布を検討する農業者が増えていること。</p>	
今後の方向性	<p>1. 拡大して継続 2. 現状維持で継続 3. 縮小して継続 4. 整理統合 5. 廃止</p>	
方向性についての理由	<p>本補助金を廃止し農家の自己負担額が増えると、全体の99%程度を占める耕作地5ha未満の中小規模農家の離農がこれまで以上に進み、休耕田が増加することが予想されることから、当面は現状維持していく。また、それと並行して、植物防疫事業の必要性・公益性を再考し、より有利な防疫方法及び補助方法も含め検討していく。</p>	

印西市農林振興対策事業補助金交付要綱（平成20年3月25日告示第19号）

最終改正:令和5年3月31日告示第77号

改正内容:令和5年3月31日告示第77号 [令和5年4月1日]

○印西市農林振興対策事業補助金交付要綱

平成20年3月25日告示第19号

改正

平成20年12月16日告示第155号
平成21年3月11日告示第19号
平成21年7月13日告示第93号
平成21年10月1日告示第112号
平成22年3月17日告示第50号
平成22年10月5日告示第195号
平成23年2月25日告示第15号
平成23年3月31日告示第30号
平成24年2月9日告示第9号
平成24年3月30日告示第67号
平成24年10月18日告示第142号
平成25年3月29日告示第49号
平成26年3月27日告示第37号
平成26年6月1日告示第87号の2
平成26年10月3日告示第121号
平成27年4月1日告示第88号
平成27年6月29日告示第113号
平成28年3月29日告示第51号
平成29年2月3日告示第4号
平成29年3月27日告示第33号
平成30年3月30日告示第76号
平成30年6月28日告示第142号
令和2年3月26日告示第55号
令和3年3月31日告示第53号
令和4年3月31日告示第62号
令和5年3月31日告示第77号

印西市農林振興対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、農林業の振興及び生産基盤の整備を図るため、個人又は団体が行う事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

（種目、経費、補助率等）

第2条 前条に規定する事業の種目、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。ただし、別表に掲げるもののほか、市長が必要と認めるときは補助の対象とすることができるものとする。

（その他）

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前にこの告示の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

3 印旛村及び本埜村の編入の日の前日までに、印旛村植物防疫協会補助金交付要綱(平成20年印旛村告示第12号)、印旛村農業用廃プラスチック処理対策事業補助金交付要綱(平成20年印旛村告示第10号)、印旛村森林機能強化対策事業補助金交付要綱(平成20年印旛村告示第13号)、本埜村植物防疫協会補助金交付要綱(平成20年本埜村告示第7号)、本埜村農業振興連絡協議会補助金交付要綱(平成20年本埜村告示第12号)、本埜村農業用廃プラスチック対策推進協議会補助金交付要綱(平成20年本埜村告示第9号)、本埜村農業用排水路掘削補助金要綱(平成20年本埜村告示第13号)又は森林機能強化対策事業補助金交付要綱(平成21年本埜村告示第7号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年12月16日告示第155号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成21年3月11日告示第19号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成21年7月13日告示第93号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成21年10月1日告示第112号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年3月17日告示第50号)

この告示は、平成22年3月23日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年10月5日告示第195号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月25日告示第15号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第30号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月9日告示第9号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第67号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月18日告示第142号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第49号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日告示第37号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の印西市農林振興対策事業補助金交付要綱の規定により交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月1日告示第87号の2)

この告示は、公示の日から施行し、改正後の印西市農林振興対策事業補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成26年10月3日告示第121号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第88号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表13の項の改正規定は、同年5月29日から施行する。

附 則(平成27年6月29日告示第113号)

この告示は、公示の日から施行し、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成28年3月29日告示第51号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月3日告示第4号)

この告示は、公示の日から施行し、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則(平成29年3月27日告示第33号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第76号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月28日告示第142号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月26日告示第55号)

この告示中附則第2項の改正規定は公示の日から、別表の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第53号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第62号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第77号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

別表(第2条)

番号	補助対象事業	補助の目的	補助対象者	補助対象経費	補助率等
1	植物防疫事業	病虫害防除の広域的な協同実施により、農業経営の安定及び品質の向上を図る。	植物防疫協会	ヘリコプターチャーター料	補助対象経費の3分の1以内の額
2	家畜防疫事業	家畜伝染病等の予防、発生及び蔓延防止並びに畜産に起因する環境汚染の予防及び防止を図る。	家畜防疫協会	(1)家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)による予防接種並びに環境汚染の予防及び防止に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額
3	農業用廃プラスチック処理対策推進事業	農業用廃プラスチックの円滑な回収及び適正な処理を推進し、農村環境の保全及び農業の健全な発展を図る。	農業用廃プラスチック対策協議会	農業用廃プラスチックの適正処理に要する経費(処理費、需用費、役務費及び運搬費)	処理費については、3分の2以内の額。その他の補助対象経費については、2分の1以内の額
4	県単森林整備事業	森林の適正な整備を行うことにより、優良な森林を造成する。	市内森林所有者等で、千葉県森林整備事業の交付決定を受けているもの	千葉県林業関係事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県が定める県単森林整備事業標準単価×事業量×10分の8以内の額
5	有害獣被害防止対策事業	有害獣からの被害防止対策を実施することにより、農作物の被害を最小限に食い止め農業生産の向上を図る。	市有害鳥獣被害防止対策協議会	有害獣の被害防止対策に要する経費	千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金に準ずる。
6	飼料用米等拡大支援事業 (1)担い手水田利活用高度化対策事業 (2)飼料用米等生産支援事業	水田を有効活用し、営農の効率化・低コスト化を図り、また主食用水稻以外の農作物の作付により、米の需要と供給のバランスを図るとともに、食料自給率の向上を図る。	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。	千葉県飼料用米等拡大支援事業補助金交付要綱に準ずる。ただし、(2)飼料用米等生産支援事業については、10アール当たり、次に掲げる額を加算した額とする。 ア 飼料用米(主食用品種) 15,000円から20,000円まで(1,000円未満切り捨て) イ 飼料用米(多収品種) 7,500円

					(1,000円未満切り捨て) ウ 加工用米 1,500円(1,000円未満切り捨て) エ ホールクロップ サイレージ用稲 1,500円(1,000円未満切り捨て)
7	経営所得安定対策等推進事業	経営所得安定対策の加入推進を図る。	農業再生協議会	千葉県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱に準ずる。	千葉県経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱に準ずる。
8	園芸産地生産力強化支援事業	市内の産地の生産力を強化及び拡大をするため、高品質かつ安定的な生産販売体制の整備に対して支援し、多様な消費者ニーズに的確に対応できる産地の確立を図る。	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱に準ずる。	「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱に準ずる。	補助対象経費の2分の1以内の額
9	飼料用米・加工用米等流通加速化事業	作付面積及び流通量の拡大が予想される飼料用米、米粉用米及び加工用米の流通に関して、農家負担の軽減と実需者が求める流通体制の整備を図る。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。	飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金交付要綱に準ずる。
10	水稻防除薬剤費助成事業	植物防疫事業により実施できない区域における水稻防除薬剤費の一部助成により、農業経営の安定及び品質の向上を図る。	植物防疫協会が決定した集団水稻防除除外区域の市内水稻作付ほ場において個人防除を7月に実施した者	次に掲げる薬剤（ネオニコチノイドを含まないものに限る）のいずれかの購入に要する経費 (1)キラップ粒剤 (2)ワイドパンチ	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、(1)の場合10アール当たり1,000円、(2)の場合10アール当たり2,000円を限度とする。
11	農業経営多角化支援事業	加工、流通販売等について新たな取組及び販売拡大を行う場合に必要となる機械、施設等の整備を支援することにより、園芸産	農業経営多角化支援事業補助金交付要綱に準ずる。	農業経営多角化支援事業補助金交付要綱に準ずる。	補助対象経費の2分の1以内の額。

		地の活性化を図る。			
12	農業雇用労働力対策就業環境整備事業	農業労働力の安定的な確保を図るため、高齢者、女性、障がい者等を含めた被雇用者が安心して農作業に取り組める環境整備の支援を行うことで農業生産の向上を図る。	農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付要綱に準ずる。	農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付要綱に準ずる。	農業雇用労働力対策就業環境整備事業補助金交付要綱に準ずる。